いちからわかる中央銀行と金融政策 欧州中央銀行 (ECB) の金融政策 16

単一通貨ユーロとECBはなぜ誕生したのか

(j

河村小百合

るかどうかの崖っぷちに立たされた。

<u></u> なお、 る巨大な経済圏を形成している うちユー 現在ではEU 口 卷 参加 加 国は

たの があ

は ŋ

か国だった。

それに先立

当時

Ŏ

É

U

(欧州連合

加盟国は

Ŧī.

欧州で単

通

貨 年

ユ 前

1 0

口

が 九

導入された。

今から二

 $\overline{\bigcirc}$

九

九

年

月

国

そのうちユー

口

圏に参加する意思

か

つ参加することを認めら

ぜか。 に至るまでの間、 切る痛みが伴ってもなお、 で、 場に幾度となく荒波が押し寄せるな ユーロを維持しようとするの その一つの答えは、 欧州各国が積み重ねてきた厳 世界経済、 ユ 統合を継続 1 玉 際 口 導入 金 は

年以 ショ

降

欧州債務危機の荒波にさらさ

か

13

ツ 1

クと、

続いて起こった二〇〇九

市

が設立されている。 営を司るべく、 銀行を束ね、 九八年六月には、

欧州 本

中

-央銀

行

E C B

化され

た金

政 0)

、策運

ユー

口

卷

各国

中

央

ユ

口

圏各国はその後、

IJ]

マン・

れ

参

国

であるギ

たり

財

破綻を起こすな シャが二〇一二

1) その経緯は今後の連載のなかで詳

時 度にわ 加 0

は単一

通

貨

ユ 政 ij

1

口

を維持でき

述する。

ベ

経験にあるものと考えられる。 のはなぜか。 厳しい債務危機を経て、それでも 彼らが共通通貨を手放そうとし 各国民の生活に身を 盟国は全二八か国 九か国に達す 〇 図 表

現在のEUとユーロ圏加盟国(2019年8月時点) 図表 1

ルギー、 州 統合の ドイツ、フランス、イタリア、 歩み は 九五 一年六月、

欧

(資料) European Central Bank ウェブサイト (https://www.ecb.europa.eu/euro/intro/

html/index.en.html) (注)「濃いアミ」はユーロ圏参加国で、オース リア、ベルギー、キプロス、エストニア、フ ランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイ ンド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、 ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガ ル、スロヴェニア、スロヴァキア、スペイン の19か国

「薄アミ」はユーロ圏不参加のEU加盟国 ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、 クロアチア、ハンガリー、ポーランド、ルー マニア、スウェーデン、イギリスの9か国

経済 通貨統合構想の萌芽

1

•

63 (2082号)

図表2 欧州統合とユーロ導入の歩み

年	月	主な出来事など
1952	6	ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダが欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC)を設立
58	2	上記6か国が欧州経済共同体(EEC)、および欧州原子力共同体(Euratom)を設立
67	7	ECSC、EEC、Euratomを統合し、欧州共同体(EC)設立
68	7	関税同盟完成
69	12	ハーグEC首脳会議でハーグ・コミュニケ(関税同盟から経済・通貨統合へ進行)を採択
70	10	ウェルナー報告(10年間で経済・通貨統合を推進する案を提示)
73	1	デンマーク、アイルランド、イギリスがECに加盟
79	3	欧州通貨制度(EMS)発足
81	1	ギリシャがECに加盟
86	1	スペイン、ポルトガルがECに加盟
89	4	ドロール報告(3段階でEMU〔欧州通貨統合〕に移行する案を提示)
90	7	EMUのステージ 1 (EMSへの参加、域内資本移動自由化)開始
92	2	欧州連合条約(通称「マーストリヒト条約」)調印
	6	デンマーク、欧州連合条約を国民投票で否決
	9	フランス、欧州連合条約を国民投票で僅差で否決
		第1次ERM(為替レート・メカニズム)危機発生。英ポンドERM離脱。伊リラ介入義務放棄
93	1	EC単一市場発足
	8	第2次ERM危機発生。各国通貨の為替変動幅を上下2.25%から同15%に拡大
	11	欧州連合条約発効。欧州連合(EU)発足
94	1	EMUのステージ2(EMI(欧州通貨機構)設立、金融・財政政策協調の強化)開始
95	1	オーストリア、フィンランド、スウェーデンがEUに加盟
98	5	ベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランドの11か国がユーロ導入のための条件を充足したと認定
	6	欧州中央銀行(ECB)設立
99	1	EMUのステージ3開始(単一通貨ユーロ導入〔預金通貨のみ〕)
2001	1	ギリシャがユーロ圏に参加(単一通貨ユーロ導入)
02	1	ユーロの現金通貨導入(各国の現金通貨との併用は同年2月末まで)
04	5	拡大 E U (チェコ共和国、エストニア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴェニア、スロヴァキアの10か国が E U に加盟)
07	1	ブルガリアとルーマニアがEU加盟
		スロヴェニアがユーロ圏参加
08	1	キプロス、マルタがユーロ圏参加
09	1	スロヴァキアがユーロ圏参加
11	1	エストニアがユーロ圏参加
13	7	クロアチアがEU加盟(現在の加盟国は全28か国)
14	1	ラトヴィアがユーロ圏参加
15	1	リトアニアがユーロ圏参加(現在の参加国は全19か国)

(資料) Hanspeter K. Scheller, The European Central Bank History, Role and Functions Edition 2006, European Central Bank, 2006を基に、駐日欧州連合代表部資料を参考にしつつ、日本総合研究所が一部加 筆し作成

SC)の設立にさかのぼる(以下図表2 か国による欧州 ルクセンブルク、およびオランダの六 石炭鉄鋼共同体 E C

税同盟と、 経済共同体 五八年二月に設立された欧州 共通農業市場を実現するこ (EEC) は、 主として関

(Euratom)も設立された。

とを企図し、

同時に欧州原子力共同体

国の間でも、

経済政策運営上の優先順

第二次世界大戦の終戦後一○年余り

際的な資本取引は自由ではなく、為替 が経過した当時の国際金融情勢をみる レトン・ウッズ体制」の下にあった。国 欧州各国を含む主要国全体が「ブ

みても、 までは、 が開催された頃に当たる六○年代半ば れていたが、 レートは調整可能な固定相場制がとら グローバルな国際金融市場全体を 比較的安定した状況にあった。 欧州経済共同体の域内に限ら 前 回の東京オリンピック

代にかけて、

国際金融情勢は激しい変

変動相場制になし崩し的に突入し、

現

維持しようとする試みが一

部の

加 玉 の裏付け制度を持たない、

外国為替の

替相場

の変動を一定の狭い

、幅のなかに

年代の初期からは、

かしながら六〇年代末から七〇年

化を余儀なくされることとなった。 トナム戦争などを背景に米国の経常収 ベ

本位制による兌換義務に応じることが 支の赤字幅が拡大し、同国がドルの金

体制の歪みは大きくなった。EEC各 次第に困難となり、 ブレトン・ウッズ

レリ

トの安定がとりわけ強く希求され

や国際収支危機がたびたび発生するに 位の考え方の相違が拡大し、 通貨危機

制の安定期には首尾よく機能してい

至った。すると、ブレトン・ウッズ体

関税同盟や共通農業政策の維持も困難 となった。そして七一年八月、 ニクソン大統領は演説を行ってドル防 米国 0

の兌換義務を放棄するに至った(「ニク

衛等の緊急対策を発表し、

ドルの金へ

の通貨制度は、 レトン・ウッズ体制は崩壊し、主要国 ソン・ショック」)。このようにして、ブ 金本位制のような価値

在に至っている。

いては経済統合の歩みが停滞し、 の荒波にさらされるなかで、 このように、 激動する国際金融情勢

欧州にお

六九年のハーグ首脳会議で西ドイツの 同体(EC)と総称されるようになった。 関が統合され、三つの共同体は欧州共 E C C ることとなった。六七年にはECSC、 およびEuratomの執行機

想が提唱されたのを受け、 ルクセンブルクのウェルナー首相を長 七〇年には

までの一○年間で、 段階的に経済・通

貨統合を実現することが提言された。

とするワーキング・グループにお **「ウェルナー報告」が策定され、八○年** こうした検討の動きと並行して、七○ EC内通貨間の為 7

(2082号)

ブラント首相により経済・通貨統合構

てあえなく瓦解するに至った。 などによる国際金融情勢の激動を受け によって開始される動きもみられ 七三年秋の第一次石油ショック たも

しかしながら、為替レートの安定を

のシュミット首相により、 ジスカールデスタン大統領と西ドイツ 年四月のEC首脳会議で、フランスの 希求するEC各国の意志は強く、 EC全加盟 七八八

市場介入などの厳しい義務を課し(=為 ト維持のために各国に金額無制限での の発足に結びついた。これは、為替レー

が、

れ、七九年三月の欧州通貨制度

E M S

国が参加する通貨制度の構想が提案さ

テムも用意するものであり、その後ユー めの各国間の介入資金の相互供与シス 替レート・メカニズム(ERM))、 そのた

八〇年代後半からは、 ものである。 その後の紆余曲折を経て、 EC諸国の経済

となった (図表4)。

ちなみに当時はくしくも、

八九年

州通貨機構 (EMI)

の設立を主たる

済・通貨統合

(EMU) の端緒となった

の導入を目指して試みられた欧州経

貨統合実現に向けての取り組みは、 速に進展することとなった。 が安定してきたことを背景に、経済 急 通

注2)米国がドルの価値の裏付けとして れたレートでいつでも応じる義務 いた金との交換に、 あらかじめ定めら

2 両独統合で急進展

階から成るアプローチを初めて提案し に関する報告書 た(図表3)。これがその後、 四月の「ECにおける経済・通貨統合 をつける大きな契機となった。八九年 C委員長就任が、こうした動きに弾み 八五年のジャック・ドロール氏のE 単一通貨の導入に至るまでの三段 (通称 『ドロール報告』 マースト

際の経済・通貨統合が進められること 用され、このアプローチに沿って、実 リヒト条約等の諸段階を経て大筋で採

> ある。 その勢力を封じ込めるためにも経済 七月に経済統合、 脅威となった。東西両ドイツは九○年 通貨統合の実現が急がれた。 統合を達成し、周辺諸国の立場からは で、ドイツ統一の動きが周辺諸 始めたことが次第に明らかになるなか 東西の冷戦構造が終結に向 同年一〇月には政治 国には か

ERM危機 ユーロの 美み

始されたのである。 テージは予定どおり、

の苦しみ

3

策協調強化や、 九一年二月には、 『マーストリヒト条約』)」が調印され これは、 ①各国間の金融 ECBの前身である欧 「欧州連合条約 財政

(2082号)

ス

九〇年七月に開

化を主たる内容とするEMUの第一

そして、各国間の金融政策の協調強

秋にベルリンの壁が崩壊した時期でも

図表3 「ドロール報告」が提案した、単一通貨導入のための3段階アプローチ

第1段階	単一市場を完成させ、さらなる金融統合に向けて制約を撤廃
第2段階	中央銀行間の協調を強化し、欧州中央銀行制度 (ESCB) 創設の準備のため、欧州通貨機構 (EMI) を設立
	ユーロ移行に向けた計画を策定。ユーロ圏の将来的なガバナンス(安定・成長協定)を定義付け 加盟国間の経済的な収斂を達成
第3段階	最終的に為替レートを固定し、ユーロへ移行。独立した金融政策決定のため、欧州中央銀行(ECB)と欧州中央銀行制度を創設。加盟国に、予算ルールの義務付けを実施

(資料) European Commission資料を基に日本総合研究所作成

図表4 欧州経済・通貨統合の3つのステージ

ステージ 1 (1990年7月1日開始)

資本取引の完全自由化 協調の増進 ECU(欧州通貨単位、ユーロの 前身)の自由な利用 経済収斂の改善 ステージ3に向けた

準備作業開始 マーストリヒト条約 発効(1992年2月7日) ステージ2 (1994年1月1日開始)

EMI設立

公的セクターへの 中央銀行信用供与の禁止 金融政策の協調の増進 経済収斂の強化

N C B s (National Central Banks: ユーロ圏各国の中央銀行) は物価 安定をその基本的な目標としつつ 完全に独立

ステージ3に向けた準備作業

ステージ3 (1999年1月1日開始)

コンバージョン・レートの 非遡及的な固定 11のEU加盟国で

ユーロを導入 ユーロシステムの設立 および単一金融政策の 責任のECBへの移転

EU内為替レートメカニズム (ERMII)の発効 安定・成長協定発効

(資料) Phillip Moutot, Alexander Jung, and Francesco Paolo Mongelli, "The Workings of the Eurosystem Monetary Policy Preparations and Decision- Making – Selected Issues", Occasional Paper Series No.79. European Central Bank, January 2008. を基に、日本総合研究所作成

上 政 0 加 現 最 九 終目 条件付きで、 0 厳 赤 国 する第 几 容とする 字、 玉 L 0 年 [がその 判 V 標であ 図表5 月に 条件を課し 定に 政 三ステ 府 Ē 関 る単 開 ŀ 債 Μ 一限を満れ 早ければ九七年 務 ĺ 始すること、 U 全 0) 加 為替 通貨の導入を実 第二ステー 物 (V) 盟 価 たした場 つ わ 玉 VΦ っては 0) 金 る また② 半 利 1 数 収 面 月 以 斂れ 財

図表5 マーストリヒト条約が定めた 「コンバージェンス・クライテ リア(収斂条件)」の内容

①物価	直近1年間の前年比で判定。最低3た 国の平均とのかい離が1.5%以内						
②長期金利	直近1年間の平均で判定。物価の最份 3か国の平均とのかい離が2%以内						
③財政赤字	単年度の一般政府財政収支赤字幅対 名目GDP比率が3%以内						
④政府債務	一般政府累積債務残高対名目GDP 比率が60%以内						
⑤為替相場	最低2年間切り下げなしにERMノーマル・バンドを維持						

(資料) European Commisison資料を基に日本総合研 究所作成

(2082号)

揭図表4)。 ケジュールを決定するものであった(前 には移行する、 成した国々のみで遅くとも九九年 に移行、 それが との極めて具体的なス 不可能な場合には、 一月

達

返れば、 が断続的に発生し、今日、 参加者に突かれる形で、「ERM危機 際金融市場においてそうした隙を市場 大した。 的な見通しに対して懐疑的な見方が拡 た経済・通貨統合の進展に関する楽観 た。そのため、 批准手続きは、デンマークの国 もっとも、 度は否決されるなど、 九二~九三年にかけては、 ユーロ導入の実現に向けて最 このマーストリヒト条約 同条約が当初描 改めて振り 難 いてい 民投 玉

まれたのである。

ず、 場介入を行っても自国通貨を支え切れ 外貨売り・自国通貨買いの外国為替市 制と実質的に大差のない、 最終的には、ERMとして、変動相場 入義務放棄(伊リラ)を余儀なくされた。 の大幅 (上下一五%) ERMからの離脱(英ポンド)や介 中心レートの切り下げにとどまら 拡大にまで追い込 許容変動幅

には、欧州域内での「ヒト・モノ・カネ」 には加わらない自由を認める条項 わゆる「オプト・アウト」条項)を加え、 に対して、経済・通貨統合の第三段階 ヒト条約には、デンマークとイギリス 試練にもひるむことなく、マーストリ が発足した。これに先立つ九三年一月 (EC)」に代わり、「欧州連合 (EU)」 着けた。それと同時に、「欧州共同体 九三年一一月にようやく、 しかしながらEC各国は、こうした 発効に漕ぎ

> 二段階が開始された。 は、 予定どおり、 経済 通貨統合の第

> > 68

4 単一通貨導入の必要条件

えば、インフレがさらに加速したり が顕在化しかねない。 しは深刻な停滞といったマイナス影響 なれば、遠からず各国経済に過熱ない 実力に大きな差が残存したままで、 策運営を一本化することを意味する。 異なる通貨を用いていた国々の金融 それぞれ経済情勢も異なり、 ECBの低金利政策が適用されてしま 膨れ上がったままでユーロに参加 フレ状態のまま、 本化された金融政策運営が行われると ユーロ導入の時点で各国の経済情勢や 単 通貨を導入するということは、 ないしは政府債務が 例えば、高イン もとは

(2082号)

低金利に味を占めた政府がさらに国債

を濫発しかね

ない

ずか一日で使い果たすほどの大規模な

が完成していた。そして九四年一月に の移動を完全に自由化する「市場統合

テージへの移行

(=単一

通貨ユー ЕМ

Ū 0) そうした点を見越し、

U第三ス

り浴びせられ、

国の外貨準備高をわ

るヘッジ・ファンドなどの投機筋

派に売

た国の通貨は、 大の試練を迎えた。

ジョージ・ソロス率

市場の標的とされ

年間、 五つ 緊縮措置を講じ、 初陣入りを果たすべく、 国のみに限られており、 ンド、 イツ された。 を充足 タリアでは、 充足できていなかった。 ては物価と長期金利の二条件のみ たしていたのは、 かがみてとれる てどれほど困難な 収斂条件」の 赤字、 九七年一〇月に至っても、 ところが九五 に際 という惨状で、 0 (その後脱落) 五条件全てを満たしてい ルクセンブルク、 所得税を一○%上 L 面 た国 で して 政 府債 0 何としても単一通貨導入の は、 厳 0 達成状況をみると 年 み しい 務、 国民もそれを受け入れ デンマーク、 物 とルクセンブル 来時点にお が ハ 価、 それ 参加 条件 為替 1 しかしながらイ K 一乗せするという イタリアに至 オランダの 長期 が各国 国をあげて できることと ルであっ V 前 Ì 五条件を満 たの トとい ij 揭 金 アイル 利、 (図表5) にと るこ しか たの 应 クの は 図表 う 財

図表 6 1995年末時点におけるEU各国のEMU第3ステージ移行条件の達成状況 (%)

	物価		長期金利		財政赤字 対GDP比		政府負債 対GDP比		為替レート			
国名									直近の切下げ年月		最近2年間 の変動幅 (参考)	スコア
フランス	1.7	0	7.96	0	▲ 5.0	×	51.5	0	87/1月	0	5.5	4
ドイツ	2.4	0	7.05	0	▲ 2.9	0	58.8	0	なし	\circ	-	5
オランダ	2.5	0	7.58	0	▲ 3.1	×	78.4	X	なし	0	0.8	3
ルクセンブルク	2.2	0	6.28	0	0.4	0	6.3	0	82/2月	0	2.0	5
ベルギー	1.9	0	8.04	0	▲ 4.5	×	134.4	X	82/2月	0	2.0	3
デンマーク	2.2	0	8.35	0	▲ 2.0	0	73.6	X	82/2月	0	4.9	4
アイルランド	2.6	0	8.67	0	▲ 2.7	0	85.9	X	93/2月	0	14.5	4
イギリス	2.9	0	8.47	0	▲ 5.1	×	51.5	0	92/9月 ERM離脱	×	20.4	3
スペイン	4.7	×	11.17	×	▲ 5.9	×	64.8	X	95/3月	×	15.0	0
イタリア	4.4	×	12.19	×	▲ 7.4	×	124.9	×	92/9月介入 義務放棄	X	33.0	0
ポルトガル	4.5	×	11.46	×	▲ 5.4	×	70.5	X	95/3月	×	5.6	0
ギリシャ	10.6	×	25.92	×	▲ 9.3	×	114.4	X	ERM未参加	×	15.9	0
オーストリア	2.7	0	7.00	0	▲ 5.5	×	68.0	×	95/1月ERM加盟	X	2.1	2
フィンランド	1.7	0	7.88	0	▲ 5.4	×	63.2	X	ERM未参加	×	14.3	2
									(92/9月 ECUリンク放棄)			
スウェーデン	2.6	0	10.87	×	▲ 7.0	×	81.4	×	ERM未参加	×	20.1	1
									(92/11月 ECUリンク放棄)			

(注)各条件の右欄には条件の充足いかんを○×で表示。スコアは○の数

(資料) 河村小百合「21世紀へ向けてのEU統合の展望」 『Japan Research Review』 1996年 2 月号、p92図表 7 (原資料) データの採取方法は以下のとおり

- ①物価: IMF、"IFS"のCPI前年比(94年7月~95年6月)。最低3か国はここではフランス、ベルギー、フィンランド
- ②長期金利:原則として I M F、" I F S"の長期国債利回りの94年7月~95年6月の平均。ただしギリシャ、フィンランドは同 " I F S"中の短・中期貸出金利。最低3か国はここではフランス、ベルギー、フィンランド
- ③財政赤字:95/11月発表のEU委員会秋季経済見通しにおける95年の実績見込みベース
- ④政府負債:95/11月発表のEU委員会秋季経済見通しにおける95年の実績見込みベース
- ⑤為替レート:「最近2年間の変動幅」は原則として94/1月~95/12月の2年間の対ドイツ・マルク・レートの平均(DATASTREAMベース、当該通貨の「(最安値-最高値)/最高値×100」で算出)

69 (2082号)

な条件を充足した、と認定した。 ロを単一通貨として導入するために必要 およびフィンランドの一一か国が、ユー オランダ、オーストリア、ポルトガル、 イルランド、イタリア、ルクセンブルク、 ギー、ドイツ、スペイン、フランス、ア 力的な判断も加味することとし、ベル 件」のうちの財政面の条件には一部、 九八年五月のEU理事会では、「収斂条 力が重ねられた。こうした状況に鑑み、 財政健全化に向けての身を切る努

よる、 入に際しては、 運営がついに開始された。ユーロの導 単一通貨ユーロが導入され、ECBに の第三段階が開始され、予定どおり、 そして九九年一月、経済・通貨統合 ユーロ圏として単一の金融 九九年の当初はまず預 政策

の併用期間は同年二月末までとされ

取引を行い得ることになる。また、

年一月にはユーロの現金通貨

の流通

が開始された。

各国通貨と (紙幣、 貨との併用が認められたが、二〇〇二 金通貨についてのみ導入され、各国通

> こととなった。 おける唯一の法定通貨として通用する 同年三月以降は、 ユー 口 が圏内各国に

5 それでもユーロを維持する理由

もできるようになる。

されることもなく、 の為替レートを一切心配することなく、 の問題からは完全に解放され、 的なつながりの深い域内での為替変動 Bに譲り渡すことは確かに大きな代償 権の根幹の一つである通貨主権をEC 参加している。各国にとって、国家主 も引き付ける存在となっている。ユーロ のみならず、旧東欧や旧 りである。 国の増加状況は前掲図表2に示すとお 無制限の外国為替市場介入義務を負わ ではあるが、その見返りとして、経済 アニアのバルト三国やスロヴァキアが 圏にもエストニア、ラトヴィア、 その後のEU EUはもはや、 加盟国やユーロ圏参加 活発な貿易や資本 ソ連邦 旧西欧各国 先行き 諸国を リト

> 口 国内で健全な経済・財政政策運営が される形で低金利の恩恵を受けること われることが前提ではあるものの、 圏の基軸国であるドイツにさや寄せ ユー . 行

口 多の紆余曲折を経つつも、単一通貨ユ 的な発展につなげていくか)という思惑も があるからこそ、今日に至るまで、 方でこうした各国経済にとっての実益 あったであろうことは間違いない。 いかにして欧州の周辺各国の理解を得て経済 じ込めていくか(ドイツの立場からすれば) まえて、ドイツを欧州としていかに封 していくかや、第二次大戦の反省を踏 経済的な覇権に欧州としていかに対抗 が維持されているものと考えられる。 EMUの実現には、 確かに、 米国

残されている。 場介入の権限の大部分は各国 価値の安定を図るための外国為替市 正確には、 対外的なユー 「政府に 一の通貨

(注3)